

8/13
(水)

富浦墓地・第二富浦墓地行き
亀田霊園行き

無料墓参バスを運行します

《富浦墓地・第二富浦墓地行きバス時刻表》

若草・幌別地区

幌別・登別地区

美園・上鷺別・鷺別地区

停留所 (乗り場)	時間
上鷺別入口	10:00
旭ヶ丘団地	10:01
若草入口	10:02
若草中央	10:03
緑ヶ丘団地	10:04
千代の台団地	10:05
新生町1丁目	10:06
新生町2丁目	10:07
富岸小学校前	10:08
登別若山営業所前	10:09
総合体育館前	10:11
桜木団地	10:13
緑町2丁目	10:14
桜木町1丁目	10:15
(旧)阪井商店前※	10:17
山本内科医院前※	10:21
セイコーマート 登別中央店前※	10:22
労働福祉センター前	10:25
千歳町4丁目	10:26
富浦墓地※	10:35
第二富浦墓地(葬斎場)※	10:40
第二富浦墓地(葬斎場)※	11:35
富浦墓地※	11:40

停留所 (乗り場)	時間
明日中等前	10:00
西小学校前	10:01
市民会館前	10:02
幌別ホームストアー	10:03
社宅十字街	10:04
中央町5丁目	10:05
幌別小学校前	10:06
東小学校前	10:08
ソーダー工場前	10:09
クリンクルセンター前	10:10
幸町3丁目	10:12
すずらん団地	10:13
富浦駅前	10:15
登別駅前	10:20
登別	10:21
登別中学校前	10:22
登別小学校前	10:23
富浦墓地※	10:25
第二富浦墓地(葬斎場)※	10:30
第二富浦墓地(葬斎場)※	11:25
富浦墓地※	11:30

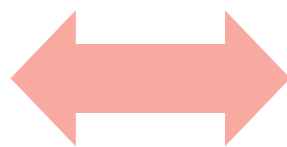
停留所 (乗り場)	時間
札幌トヨタ上鷺別寮前※	10:00
松木商店前※	10:03
鷺別中学校前	10:08
鷺別小学校前	10:09
東鷺別	10:10
はまなす団地	10:11
帝国酸素	10:13
西富岸	10:14
富岸	10:16
開発局前	10:17
あかしや団地	10:19
幌別本町	10:23
市役所入口	10:24
富浦墓地※	10:30
第二富浦墓地(葬斎場)※	10:35
第二富浦墓地(葬斎場)※	11:30
富浦墓地※	11:35

表の※は、道南バス
停留所以外の乗り場
です。

ごみ箱は設置していません
墓前の供物などは、カラスやキツネな
どが食い荒らし、お墓の周りを汚しま
すので、必ずお持ち帰りください。

《亀田霊園行きバス時刻表》

【行き】 富岸2丁目バス停 (イオン登別店前)	
① 8時30分	⑤ 10時30分
② 9時00分	⑥ 11時00分
③ 9時30分	⑦ 11時30分
④ 10時00分	⑧ 12時00分



【帰り】 亀田霊園	
① 8時45分	⑤ 10時45分
② 9時15分	⑥ 11時15分
③ 9時45分	⑦ 11時45分
④ 10時15分	⑧ 12時30分

問い合わせ 市民サービスグループ (☎85) 2139)

8月1日から

～ 後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ ～

『減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）』の 長期入院の算定対象が拡大しました

住民税非課税世帯の方は、市に申請すると『減額認定証』が交付され、医療機関などの窓口で提示することで、入院や外来のときに一定額以上支払う必要がなくなり、入院時の食事代も減額されます。

入院したときの食事代と医療費

区 分		食事療養標準負担額 (1食)	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
3割	現役並み所得者	260円	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
1割	一般		12,000円	44,400円
	区分Ⅱ	90日までの入院	8,000円	24,600円
		90日を超える入院		
	区分Ⅰ	100円	15,000円	

※療養病床では食費が異なります。

長期入院該当の方

次の条件を満たす方は長期入院該当となり、申請した翌月から食事代の減額対象となります（1食当たり210円が160円に減額されます）。

- ①現在、区分Ⅱの限度額認定証を持っている、または、以前加入していた保険で減額認定証（70歳以上の方は区分Ⅱの減額認定証）が交付されていた方
- ②過去12カ月の入院日数が90日を超える方
※以前加入していた保険で、減額認定証を交付されていた期間の入院日数が90日を超えている場合、**後期高齢者医療制度加入と同時に申請**をすることにより、引き続き減額認定証（長期）が交付されます。
※70歳以上の方は、**減額認定（区分Ⅱ）を受けていた期間の入院日数のみ**、長期入院認定の算定対象となります。申請をする際は、減額認定証の有効期限などに注意してください。

申請に必要なもの

- ・被保険者証、印鑑、入院日数を確認できるもの（領収書など）
- ※以前加入していた保険で、限度額適用認定を受けていた期間の入院日数と、後期高齢者医療に加入し限度額適用認定を受けた期間の入院日数を合算して90日を超える場合、領収書の他に**前保険者の減額認定証**が必要になります。

問い合わせ

年金・長寿医療グループ
(☎011-290-5601)

北海道後期高齢者医療広域連合
(☎011-290-5601)

児童扶養手当・特別児童扶養手当を 受給している方へ

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給している方は、現況届・所得状況届の提出が必要です。必ず期間中に提出してください。
※各手当の受給者には手続き書類を郵送します。
※提出がない場合、8月分以降の手当が支給停止となります。

●**児童扶養手当受給者**
8月1日(金)～9月1日(月)
に『児童扶養手当現況届』
を提出

●**特別児童扶養手当受給者**
8月11日(月)～9月10日(水)
に『特別児童扶養手当所
得状況届』を提出

受け付け場所

- 子育てグループ
- 出張受け付け
 - ・8月20日(水)10時～12時
登別温泉ふれあいセンター
 - ・8月21日(木)13時～16時
鷺別公民館
 - ・8月22日(金)10時～12時
婦人センター

問い合わせ 子育てグループ
(☎011-5634)